

第6回独立行政法人評価制度委員会 会計基準等部会

平成29年10月20日

【中村部会長】 それでは、ただいまから第6回の独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会を開催いたします。本日は、ご多忙のところお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

今回は、前回の当部会と財務省財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会において承認されました「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」を受けて、事業報告書の記載事項、それから独立行政法人会計基準の改訂に係る今後の検討課題について、整理をしていきたいと思っております。

では、検討を始める前に、堀江行政管理局審議官から一言お願いをいたします。

【堀江官房審議官】 ご多忙の中お集まりいただきまして、ありがとうございます。前回の部会です承いただいた基本的な指針ですが、今、部会長からのお話にもありましており、財政審側の了承も得られまして、9月1日付で決定いたしましたので、改めてご報告とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

今後、この基本的指針を踏まえまして、事業報告の記載事項の見直し、それから独法会計基準の改訂に向けた検討をしていただくこととなりますけれども、本日の部会では、具体的な検討に先立ちまして、検討の進め方、あるいは論点の整理ということについてご議論いただければと思っております。

引き続き皆様のご協力をいただきながら、独法の活動の実態や成果が今まで以上にわかりやすく、また、実際に関係者に活用されるような財務報告という形でつくっていききたいと思っております。ぜひよろしく願いいたします。

【中村部会長】 ありがとうございました。本題に入らせていただきます。

まず、事務局から事業報告書の記載事項に係る論点について説明をお願いいたします。

【石田管理官】 よろしく申し上げます。今、部会長、それから審議官からお話ありましており、大きく分けると2つテーマがあります。事業報告書の記載事項の見直しと会計基準の改訂ということで、事務局としては、この2つを並行して検討を進めていってはどうかと考えているところです。

まず、なぜこの2つかということについて、一言ご説明したいと思っております。今回、基本

的な指針の具体化ということですので、一般目的財務報告が対象になります。指針の中で、4類型に分けて情報利用者の整理をしたところです。サービス受益者、資金提供者、外部評価監督者、法人内部利用者と、4類型あるということです。

例えば評価書みたいな話ですと、評価者である主務大臣が一義的には利用者ということですので、評価書というのは特定の目的のための報告書と位置づけられるところですが、今回議論をするのは一般目的ということですので、今申し上げたようなさまざまな情報利用者の足したような情報ニーズを満たすような共通部分、そういったものを報告書としてまとめると、そういう位置づけになろうかと思えます。

独法通則法で、事業報告書、それから財務諸表の作成が義務づけられておまして、独法通則法自体が独法の共通ルールを定めるそういった法律ですので、この2つを一般目的の報告書と位置づけて検討していったらどうかと考えているところです。

それから、もう1つ、通則法の中で決算報告書があるのですが、こちらについては、むしろ予算関係の書類という位置づけですので、必要な手直しは当然行っていく必要があると思えますけれども、部会での検討の射程には直接入れずに、先ほど申し上げた2つを検討課題と考えているところです。

前置きはこれぐらいにしまして、資料に基づいて、まず事業報告書関係の論点の紹介をしたいと思えます。資料1をごらんいただきたいと思えます。事業報告書に係る論点のたき台ということで整理をしているところです。

1 ページ目の下のところに4点課題がありますけれども、こちらについては9月1日付で公表した概要資料の中で、今後の検討課題として4つありますということで挙げているものになっています。具体的な中身は、ページめくっていただいて2ページ目ですが、目次的にどういった検討課題があるのかというのを整理していますので、こちらをごらんいただきたいと思えます。

まず1.1のところですが、事業報告書でどのような財務情報の活用方策を提供できるのかという論点になります。

2つ目が、既存の公表資料でかなりいろいろな情報が既に出ているというところがありますので、そうした情報を確認しながら、法人の作業負担の程度、そういったものも考えながら作業をしていく必要があるんだろうということです。

3点目が、1点目・2点目の話を踏まえた上で、どういった情報を財務報告の中で提供していくのかの検討ということで、ここからが本題になるんだと思えます。3つありまし

て、3.1で、何を参考にして検討すべきかと。それから3.2で、どのような報告書、でき上がりのイメージをどう考えるのかと。それから3点目で、検討に当たって目安となる考え方があるのかということで整理しています。最後が4点目ですけれども、もろもろ検討の上、最終的に成果物をどうするのかということでございます。

ページめくっていただいて、3ページ目です。まず1つ目の課題で、財務情報の活用方策の検討ということです。課題のところにありますけれども、左側ですが、1.1で、事業報告書によって、どのような財務情報の活用方策を提供できるのかという論点でございます。右側、課題の具体的内容ということで、5つ丸があります。

1つ目の丸、2つ目の丸は独法、それから2つ目のところで国、それから地方公共団体ということで、いろいろなところで財務情報の活用方策について議論・検討が、今、行われているところですので、そういったところも参照しながら、まず検討してはどうかと。

それから、3つ目の丸ですけれども、ベースになるのは基本的な指針の内容をどう具体化していくかということですのでけれども、検討に当たっては、下線が引いてありますけれども、法人が求める活用方策、それから利用者サイド、利用者が求める活用方策、こういったものを意識しながら検討してはどうかということで、法人サイドに立つと、実際にもろもろいろいろな活動をしている中で、その活動の実績・成果、そういったものをどう外向けにアピールしていくのかという議論につながっていきますし、それから利用者サイドで考えると、つくった情報をぜひ見たい、ぜひ使いたいと、そういうような財務報告にしていく必要があるんだろうということでございます。

それから、4点目ですけれども、基本的な指針の中で情報を整理する中で、従来、どちらかという財務諸表、過去の財務情報ということだったのですけれども、今回、過去・現在・将来ということで時間軸を置いていろいろな情報を整理したところですので、特に将来の財務に与える影響、そういったところ、将来情報にも目を向けた検討をすると、もうちょっと広がりのある深みのある議論ができるのではないかとございます。

それから、5つ目ですけれども、財務報告の限界ということで、財務報告の限界に係る記載が基本的な指針の中に書いてありますけれども、費用対効果とありますので、全てというわけにはいきませんので、事業報告書で提供される情報も、そういった視点を踏まえて検討する必要があるんだろうということでございます。

それから、1.1で「事業報告書によって」と書いてあるのですけれども、活用方策、いろいろあると思うのですけれども、法人の中で例えば管理会計的に何か財務情報を使って

いくということで、独法でどういう使い方があるのかという議論から、それから法人の外側でアナリストみたいな感じで情報を使って分析していくと。いろいろな使い方があると思うのですが、その使い方をもろもろ念頭に置いた上で、最終的には事業報告書にどういった情報を提供するのかと。要するに活用の仕方を念頭に置きながら、盛り込む情報を考えていく必要があるんだということで、最終的には事業報告書のつくりと申しますか、どういった中身を盛り込むかという検討に収れんしていくのかとは思っているところです。

それから、ページめくっていただいて4ページ目が、現状の整理ということで、現行でもいろいろな各種もろもろのところでは財務情報を使って分析しなさいということが書かれているということで、最初の丸にありますけれども、「事業報告書の記載事項」ということで総務省がつくっている事務連絡がございますが、この中でも、財務諸表の概要ですとか、財源の内訳、財源とコストの対比等々を盛り込みなさいとなっています。

それから、目標指針、こちらでも総務省でつくっているものですが、この中でも、目標をつくるに当たって、一定の事業等のまとまりごとの目標設定をなさいですとか、財務データに基づく分析手法を活用した評価を念頭に目標をつくりなさいということが盛り込まれているところです。

それから、行政事業レビューということで内閣官房でやっているものがありますけれども、こちらの実施要領の中で、運営費交付金に係るレビューシートとは別に、勘定ごとにセグメントごとにつくれということで、今申し上げたもの以外にも幾つかあるとは思いますが、既にもろもろ出されているという紹介でございます。

それから、5ページ、2点目になります。既存の公表資料の存在や、提供する情報の重複、法人の作業負担の程度への配慮ということです。課題の具体的な内容のところをごらんいただきますと、既に独法では多くの公表資料が作成されているということで、一般目的という観点からは、事業報告書で全て盛り込むというわけにはいかないわけですが、以下のような検討が必要ではないかということで、2点書いてあります。

1つ目が、関連する公表資料の中に重複箇所がないか実態調査してみてもどうかということで、重複箇所があれば重複排除みたいな議論もできるだろうと。それから、その上で、事業報告書に関連するその他の公表資料とのつながりが把握できることということで、後ほどプラットフォームみたいな、どのような事業報告書をつくったらいいのかという説明の中で説明しますが、ある程度ほかの資料との連携みたいなのが把握できるも

のでできるといいなと考えているところです。

他方で、そういった議論をすると、※のところですが、その他の公表資料とどう役割分担をすべきかとか、あるいは、その作成時期の問題で、微妙にほかの資料とのタイミングが合う合わないという議論が出てくると思いますし、あと、監査でどこまでカバーしたらいいのかと、そういった議論も出てくるのかなと思います。

それから、現状の整理のところ、下にありますけれども、括弧書きで根拠が書いてありますけれども、独法には通則法をはじめとして、環境配慮法ですとかもろもろのもので、たくさんの公表資料の作成が、今、既に求められているところということで、こういったところを見ていく必要があるということでございます。

それから、6ページが、3点目の財務報告で提供される情報の検討ということで、ここからが本題ということです。この中で、3.1から3.3まで3点、先ほど申し上げましたけれども、小項目を立てております。

1点目が、何を参考にして事業報告書を検討すべきかということでございます。最初の丸ですが、今回、基本的な指針を2年以上にわたって検討した上でつくったところですので、まずはこの基本的な指針というものを基礎に検討していくべきだろうということでございます。その上で、基本的な指針の中では基本的に概念整理が中心でして、表示ですとかそういったところの議論は基準に先送りということで、個別に幾つか取り上げたところはあるのですが、そこまではっきりと全部決めたわけではありませぬので、具体的に今後検討が必要になってくるということです。

具体的な内容の取り扱いですとか開示例とか、ほかに2つ目の丸、3つ目の丸にありますけれども、参考になるものがありますので、そういったものを参照しながら議論してはどうかと考えております。

2つ目の丸が、IPSASBの概念フレームワーク、この中で表示に関する情報も出ていますので、ここを参考にしてはどうかと。

それから3つ目の丸が、企業報告の動向ということで、国際統合報告フレームワークですとか、それから経産省で価値協創ガイダンスというものが出ていますので、こういったものも参考にしてはどうかということでございます。

それから、次の4つ目の丸ですが、参考になるフレームワークに加えて、検討を進めるに当たっては、事業報告書における情報の流れの大まかなイメージを持って個々の検討をしていったほうが、全体の流れの中で検討していったほうがいいのではないかと

うこととございます。

例えばということで、基本的な指針の中で、財務報告で提供すべき項目ということで、3つの大項目と、それから、その3つの大項目ごとに小項目で3つということで、3×3で9の項目を挙げているのですけれども、その中身の関連性に着目して結びつけて順番に並べていって、情報の流れというものをイメージしてはどうかということです。

そして、検討する上で、2つ目の下の下線ですけれども、さらに具体的な内容も踏まえる必要があるため、実態調査も参考にしてはどうかということで、ヒアリングやアンケート、こういったものを通じて、今の法人がどういったことをやっているのかと、どういう現状にあるのかというものも踏まえながら検討していく必要があるのではないかとということです。

それから、その下の丸ですけれども、その検討に当たっては、通則法で3分類、国立研究開発法人と中期目標管理法人と、それから行政執行法人と、大きな3分類がありますので、この3分類も踏まえて調査をしてはどうかと。

それから、海外の事例も参考になるものがあつたら見てはどうかとしています。

情報の流れに関して参考資料をつくっていますので、こちらもごらんいただければと思います。ページめくっていただいて2ページ目が、情報の流れのイメージ図ということで、今回整理をしたものです。下に、国立研究開発法人、中期目標管理法人、行政執行法人と、通則法の3分類がありますけれども、その3分類ごとに、先ほど申し上げた9つの項目を、うまく流れができるように並べられるのではないかとということで並べたものです。

価値協創ガイダンスの中で整理した情報の流れも見ながらつくったものです。左と右に飛び出たところがありますけれども、左側が法人のミッション、それから中長期目標、中期目標、年度目標ということで、主務大臣がつくった目標ということで、この辺は独法独自の制度・特性に当たるものですので、外側に出たところにあるということと、それから一番右側、財務諸表とありますけれども、民間は非財務のところを取り出して整理していますので、財務諸表に関しては該当するものがないということです、一番右側に置いてあります。

下に、小さい字で恐縮ですけれども、ミッション、目標、それから右側にある3つが、9つの項目の上にある3つの大分類、大項目ですけれども、公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に資する情報ということで、上にある法人の長の理念、事業計画、持続性の源泉、課題・リスクと、こんなものがあると。

それから、業績の適正な評価に資する情報で、前提情報と成果と資源の対比みたいなことで、成果指標があるということです。

それから、その右側で、内部統制の話と、財務諸表、MD & Aの話があるということで、整理しております。

個別に法人の中身を見ていくと、順番がもうちょっとこうしたらいいのではないかなというのが出てくるかもしれないのですけれども、その辺は法人の実態調査を踏まえながら、また個別の議論のときに、もう少し整理したものをお示しできればなと思っております。

また先ほどの資料1に戻っていただいて、今度は8ページをごらんいただければと思います。3.2ということで、どのような報告書を念頭に置いて議論すべきかということで、仕上りの報告書のイメージをどう持ったらいいんだろうという論点があるのかなということです。

企業報告の実務では、有価証券報告書、統合報告書、それから会社法上の事業報告書等々、いろいろな報告書をつくられていると思うのですけれども、今回議論するに当たって何を念頭に置いてくるかで議論の中身が相当変わってきてしまうので、ある程度共通のイメージがあったほうがいいのかということをございます。

2つ目の丸がありますけれども、報告書の形式ということ念頭に置く以外にも、性質に着目することで、例えば先ほど申し上げましたけれども、事業報告書、全部は盛り込まないということですが、もろもろ関連するその他の公表資料とのつながりが把握できるプラットフォームとしての報告書ということ念頭に置くということも考えられるのかなということで、丸で書かせていただいております。

下に現状の整理ということで、指針でどこまで決まっているのかということです。小さい字であれですけれども、指針の中で下線が引いてあるところをごらんいただくと、自主的・戦略的な業務運営を行い最大限の成果を上げていくという独法の特性を踏まえると、項目ごとの具体的な内容までは特定せずに、独立行政法人の判断に委ねるべきということで、具体的な中身は独法に考えてもらうと。ただ、独法が提供すべき主な項目を示した上で、個別の中身は基本的には独法に考えてもらうということですけれども、ただ、項目だけで中身がないとまずかろうということで、その下の下線ですけれども、法人の実態を踏まえて提供すべきものというものと、ここは個別の法人ごとによって変わってくるものということです、それから共通して提供すべきものということで、ミニマムスタンダードのような感じで共通項というものもあるんだろうということで、幾つか例示をしたところです。

指針の中ではここまでしか書いていませんので、財務報告書という形式の報告書をつくるのかつくらないのか、それは指針で求めているわけではないということと、あと、先ほどプラットフォームのようなイメージと言いましたけれども、指針ではそこまでは特定していませんので、今後議論にはなって、事業報告書の形式ですとか性質、そういったものも論点として挙げたほうがいいのではないかとということで、挙げさせていただいているところ です。

それから、次のページ、9ページ目が、3.3ということで、検討に当たって目安となる考え方があるのかということで、幾つか事務局で整理をさせていただいているところです。

まず、下をごらんいただくと、現状の整理等ということで、3つ丸がある中の2つ目、I P S A S Bの概念フレームワーク、この中で、質的特性ということで、目的適合性ですとか、忠実な表現、理解可能性等々、それから、一般目的財務報告書に含まれる情報の制約条件ということで、重要性、コスト対便益、質的特性間のバランスということが書かれていると。それから、その下に、国際統合報告フレームワークの指導原則というものがありまして、この中で、戦略的焦点と将来志向ですとか、情報の結合性、ステークホルダーとの関係性、重要性、簡潔性等々、幾つか書かれているということでございます。

基本的な指針には何もないのかということですがけれども、財務報告の限界ということで幾つか書いてありまして、あまり明示的に格好よくは書いていないのですがけれども、費用対効果ですとか、あるいは目的も踏まえる必要があると。それから理解可能性というような質的特性に関連する事項は、基本的な指針の中にも書いてあるということです。

今回議論を進める上で、幾つか原則的なものを目安として整理したほうがいいのかなということで、事務局で5つほど挙げているところです。利用者のニーズに沿う情報を提供すること、簡潔・明瞭、既に作成している情報を活用すること、情報間のつながりを意識すること、利用・加工しやすい情報を提供することということで、5つほど挙げています。

3つ目に下線が引いてありますけれども、基本的な指針をつくるときに、パブリック・コメントと各府省意見照会をして、独法からこの3点目について、かなり多くの法人からご意見いただいているので、この点も踏まえながら検討が必要ではないかとということで、線を引かせていただいています。

ということで、最後、10ページ目ですがけれども、もろもろ検討を踏まえて、最後の仕上がりですがけれども、どのような成果物を公表すればよいのかということで、2つございまして、1つは「事業報告書の記載事項」ということで、総務省が公表しているものがあ

ります。

こちらがどちらかという共通して提供すべき具体的な内容ということで、ミニマムスタンダードの部分を求めるものということで位置づけて、その上で、部会における成果物ということは、次の丸になると思うのですけれども、実態を踏まえて提供すべき具体的な内容ということで、事業報告書の作成に参考になるような成果物、ガイダンスみたいなものを公表してはどうかということで考えております。その際に、独法の3分類を踏まえて検討していったほうが整理がしやすいのではないかなと考えているところです。

先ほどごらんいただいた参考資料の3ページ目をごらんいただくと、今申し上げたもののイメージ図ということで、簡単につくらせていただいています。右側にアメリカの例、左側にイギリスの例、真ん中に日本ということで、色がついているところの左側が企業会計の世界で、色がついているのが独法の世界ということです。

ここに関して言うと、フレームワークの部分では、先日つくっていただいた基本的な指針があって、これをガイダンス、ガイドラインのレベルにどう落とし込んでいくのかということですが、共通して記載すべき事項については、右側にあるような「事業報告書の記載事項」の改訂に、最終的にはつながっていくと。実態を踏まえて情報提供すべきものについては、事業報告書のガイダンス・クエスチョンということで、名前をどうするか自体も、論点、議論の対象だと思いますけれども、ガイダンス的なものをつくっていくのかなと考えているところです。

説明が大分長くなりましたけれども、事務局からの説明は以上になります。

【中村部会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、おおむね10時過ぎをめぐりに議論を行いたいと思います。「事業報告書の記載事項」に係る今後の検討課題について、ご質問ですとかご意見等がございましたら、発言いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

スタートを誰かが切らなければいけないので。まず、5ページ目、IIのところからいきますと、いろいろ重複資料がたくさん出てくるというのは、見る側にとっても、どっちを見ればいいのか、それから、つくる側も、一体何回つくらせるんだということにもなるので、分けなければいけないと思うんですけども、1つは、企業で言うと事業報告みたいな、株主総会への招集通知関連で、商法上、会社法上つくらなければいけないねというのと、あと上場企業であれば、有価証券報告書という、金商法でつくりなさいというのと2つあって、あと、統合報告書みたいなやつかな。あとIRというのがあって、独法の場合

には上場はしていませんよね。

だから、5ページ目で現状を整理してみると、こんなに公表資料がありますと。これをつくるためだけに独法にたくさん人がいるのではないかという、そういう懸念もあるんだけれども、これをまとめて取捨選択はできないのかしら。今、もういろいろと民間側では、これとは違って、いろいろ監査報告書の透明化・長文化とかいうときに、金融庁を入れたいんだけど、それは全部入れると大変だよとか、つくる側から言うと、海外の欧米でやっている資料にこんなのがあって、これはなかなかいいのではないかとってどんどん入れてきた結果で、日本の企業の報告資料というのは一番多い。それでいて内容はあまりないというわけですよ。そうなってはいけませんね。

それで取捨選択してくれと、今、言っているところです。一増一減、もしくは一増二減とか。そういうことをやっていかないと、限られたリソースで、限られた時間でやらなければいけないとなると、やっつけ仕事になった資料というのは、見る側も見て、これはもう見てもしょうがないとなるではないですか。だから、そのようにする整理、この現状の整理の中で言うと、決算報告、多分これは法定上要るでしょ。決算書をつくらなければいけないから。これを何かとまとめてやるので遅らせます、これはないなという気がするのです。だけど、事業運営にかかわる内容をいかに利用者側に提供するかという部分で言うと、こうやってまとめたほうがわかりやすいねと。法定ではなくて、企業で言う統合報告書とかIRの説明、短信だとか、ああいうような、何か目的に応じて2つぐらいに分けたらどうかという気がいたしました。

もう1つは8ページ。プラットフォームとしての報告書を念頭に置くと。だから、想定できるものがあるので、それを考えたらいいかなと思うんだけど、例えば3分類とか、それから実態を踏まえて提供すべきものと共通と、こういうような例示があるのですけれども、企業の規模、法人の規模に応じるというやつね。民間企業であれば、上場と非上場とか、それから大企業と中小企業とか、会社法で言うと、一般があって、それに対して大手用の特例と中小の特例とがあるという格好になっていますので、小さいところにこんなにたくさん書いても、ほとんどの人は見ないかもしれない。だから、そういう区分けの考え方はあってもいいのではないかなと。

決算書は法定なので、これは会計士がちゃんとチェックするのですねという前提できちっとつくったらいいと思うのですけれども、もう1つ必要なのは、それぞれのマネジメントの評価があるようなMD&Aとか、こういうのは、みんな書いてほしいとか。だけど

これはいいのではないのかという議論があったらいいかなというのがもう1点です。

それと、最後が10ページですけれども、これも同じだな。大小の独法で区分したらどうかという、真ん中の丸のところに3つありましたので、そういうようなものであります。

【樫谷委員】 よくたたき台を作っていただいたと思います。この中で、3ページのところの、法人が求める活用方策の中で、業務の実績、期待される成果等のアピールになるや、要するに利用者が求める活用方策みたいに使いたいといったときに、何を見たいのか、何を使いたいのかということだと思うのですが、ただ、私の知る限り、政府もそうすけれども、膨大な情報は、あらゆる情報を公表しているのですよね。隠しているというのはあるかもわかりませんが、基本的にはすごく公表しているわけで、そういう意味では、5ページの、今、部会長おっしゃったような重複とかつながりの話ですよね。今のプラットフォームの話もそうです。

今、公表している、つまり事業報告書あるいは決算報告書というのは、1年間の事業活動の全体を集計したものですよね。そうすると、会計士的な理屈を言えば、本来はそこからブレイクダウンして、あらゆる情報につながらなければいけないですね。だから、その中で抜けているものもあるかもわからないし、ダブっているものもおそらくあるし、必要であっても課題になっているものがあるかもわからないので、整理の仕方として、そういう公表されているものも、一旦、決算書ベース、事業報告書ベースに全体を整理しておかないと。できれば内部情報も含めて、つまり理論上は、管理情報も含めて、内部情報も事業報告書に全て集計しなければいけないわけですよね。何かそんなような整理整頓というのは、めちゃくちゃ要求していることは難しいというのはわかっているのですが、ものすごく難しいですか。全体的な情報全体を整理して、最終的に事業報告書につなげられる、格好よく言えば体系化というんでしょうか、それはどうでしょうか。

【眞岩副管理官】 今のお話のところ、ちょうど概念的にも、事務局で整理して検討しているところです。最初ご説明したとおり、事業報告書は、今回、一般目的というところで制限かけてお話ししようかというところで、一方でプラットフォームというお話もしました。つなげる、ただし制限があるというところで、いろいろな情報も出ています。事業報告書としては、一般目的ですので、評価書とか環境報告書とか、ほんとうにいろいろな情報を出していますけれども、そういったものをある程度つなげて、ただし、目的を見失うことなく情報を開示するというところで、例えばそういった関連する情報の概要を示し

てあげるのみで、あと詳細は、別途、特定の目的を示すような報告書を見てくださいねという形でつくり上げるというつなげ方が大事だろうなどは思っています。

そういうことをするに当たっては、ご指摘いただいたとおり、調査しないといけないので、今後、資料でもお示ししましたけれども、幾つか情報はあります。さらにまだあると思いますので、実態調査のところで法人の方に意見を聞いたり、アンケートしたりといったところで情報をまとめて、また皆様にお示しして検討いただこうと思っているところです。

【中村部会長】 よろしいでしょうか。

【樫谷委員】 理想を言えば、ホームページでも事業報告書、決算書、報告しますよね。そうすると、その中でクリックしていけば、ある程度公表資料につながっていくとかね。イメージとしてはですよ。そんなことができるのかどうかというのは頭の体操の話ですけども、そういう形は、つまりこういう、何を見たいかと。ここにも書いていただいているように、見たい、使いたいといったときに、見たいというのは、決算書を見ても、あまりわからないのですよね。何回も言うようにね。事業報告書も、いっぱい書いてあるので、専門家のある部分を見ればわかるかもわかりませんが、全体がないとわからないというがあるので、まず全体感が大事だと思うのですよね。それからずっとある部分を検索していけば次々つながって行って、見たい情報につながっていけるとか、そんなようなことができればいいかなとイメージをしているということです。

【中村部会長】 どうぞ。

【会田委員】 今、樫谷先生の提案に強く賛同しているのですけれども、そもそも情報はたくさんあればいいというものではなくて、たくさんあると必要な情報を見失うと、そういった弊害もございます。それで、特に今はいろいろな制度等によって、ワンセットの情報が幾つも出ていると。もうほとんどの情報が、おそらく法人はインターネットを通じて開示していると思いますので、幾らでもリファアーはできると思います。むしろ、それぞれの情報の中で詳しい内容を重複して示すよりは、レファレンスを示して、そこをクリックして飛んでいくと。理想的には、個人が判断をするには、個人が必要とする情報をもとにして行うので、テーラーメイドというか、セルフメイドの情報体系が必要なのかなと。ただ、それをどのようにつくるかというのは、人それぞれ違うので難しいと思うのですけれども、ぜひそういう方向で進めていただきたいと。

それで私の質問は、こういうさまざまな報告書をどういう形で開示していくのか。それ

こそ重複したものをなるべく削って、リンクを張って情報を開示しろと。そのぐらいのところまで指示ができるのかと。悩ましいのは、今、事業報告書をどのようにつくるかというところで、事業報告書ガイダンス、この席上配布資料1に出ていますけれども、それともう1つ、開示する情報全体のガイダンスを、うまく1つの成果物でまとめられるのかなというのがイメージできなくて、全体の情報体系への指針と、それから事業報告書、これはもう制度上決まっておりますから、そのガイダンスと、2つのパーツに分かれてしまうのかという懸念があるのですけれども、いかがでしょうか。

【石田管理官】 今回作業しているのは一般目的なので、今おっしゃったうちの事業報告のガイダンスをつくるというのがメインの話になると思います。重複感があって、このところは削ったほうがいいよねみたいな議論は、むしろ事務局というか、総務省で制度所管省庁として調整がどこまでできるかという話になるのかなとは思っていて、そういった点も今後検討課題になってくるのかなと思っていますところ。

【眞岩副管理官】 そういったこともありまして、少し論点の前取りになるのですが、独法も何もしていないかという点、結構いろいろなことをやっています。今、調査中ですが、企業における統合報告的であったり、あとサステナビリティ報告書的であったり、そういった報告書を任意でつくっている法人もあります。その中で、今、樫谷委員や会田委員がおっしゃっていただいたように、参照方式、ホームページアドレスを添付するとか、そういった形で実際に報告書をつくっています。一例を挙げると、評価書と結びつき、アドレスが書いてあって、そこを見てくださいというのがあります。

【樫谷委員】 一般目的というのはめちゃくちゃ難しく、一般目的というのは一般無目的になってしまうのではないかという感じがしないでもない、それはおそらく関心がそれぞれ違うので、そこはそれを見ながら、目的につながる情報が見つかるか、何かそんなようなイメージにしてあげると、より使う人が増えるのではないかなと。増えることによって、いろいろな批判もあるでしょうから、もっといろいろなものが充実してくるのではないかと思うので、今はまず、決算書、極めて膨大な作業でつくっているというのが心が痛むところですので、ぜひ皆さんに見ていただくとっかかりになるとか、何かそんなようなことができれば最高かなと、頭の体操の中で思ったわけがあります。

【中村部会長】 どうぞ。

【中川委員】 まさしく同じことを考えていたので。幾つかウェブサイトを見てみたのですけれども、1つ、もしプラットフォームなどひな形のガイダンスを出すのであれば、

東証がされているコーポレート・ガバナンスのフォーマットや情報サービスというサイトが参考にならないでしょうか。様式を定型化・標準化させ、私が所属している会社ですと、詳細はほとんど自社のサイトの該当するアドレスを記載する形をとっています。コーポレート・ガバナンス情報サービス、という東証のサイトは検索もかけられ、利用者には便利なものと思えます。そこまでする必要はないと思うのですが、どこまでウェブベースのみで情報を届けることを容認というか、それでよしとするかということによって、随分現場の負荷が変わるのではと思います。

「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の義務は最近なので、したがってそれらの内容うち、別の形ですでに開示しているものも多くありました。よってそれらはリンク先を記載することで転記する必要はなく、転記する場合のミスや手間を回避できます。もう1つ、その時点においては新しい情報でも、別の機会でアップデートされてきたものをまた随時アップデートするという手間が、リンクを張ることによって省けるということも、この形のメリット。なので、今のプラットフォームの便利な形を検討するにあたり一例として参考になろうかと思った次第です。

例えばJAXAさんの事業報告書は207ページありますが、うちの7割ぐらいのページ数が、他の資料の挿入です。業務実績等報告書が7割方占めていて、事業報告書のみというのが残り3割程度、こういうケースであればリンク形式も便利ではないかと。

利用者の立場で私が独法の財務情報に最初に触れたのは債券発行内容の説明書の「発行者情報」でして、非常に情報が充実している分相当なページ数のものになっています。最近、株主総会の招集通知も、ウェブでの開示でもよいとされる情報が増えてきています。

【中村部会長】 順番で、いきますか。

【梶川部会長代理】 皆さんのお話と重複もしているのですけれども、この手の制度とか開示とかを考えて、営利の企業もそうですけれども、基本的に開示というのは、主体性というか、本人たちが何を言いたいかというテーマが一番重要だと思うのですね。そういう意味では、この3ページのまさにアピールというところの、ほんとうに何をアピールしたいのかなと。それから何をわかってほしいのかなということに、どのようにガイドをしていくかということと、実際、その反面として、見たいほうというのですけれども、事実、見たいほうの情報ニーズというのも、評価委員会なんかはある程度きちっとしているのかもしれませんが、その辺の整理というのも少し考えていかなければいけないと思います。これはなかなか国民が何を見たいかと言われても困ってしまうので、やや見せたいほうの

主体性というほうに入っていくのかなという気がします。そういう意味では、夢物語っぽいところがあるのですが、ストーリー性が報告書にどうしても必要になるのではないかなと。

今の厚さを見ても、そもそもの最初に出すストーリーというのですか、自分の組織の特性もあるわけですし、そういうとにかくストーリー性を持って、今期はこういうことをしましたとか、ああいうことをしましたよとか、そこから、先ほど皆さんおっしゃった、徐々に言ったことのエビデンスにアプローチしていくと。そのエビデンスの中に財務情報も含まれるし、業績報告書もリファリングできるという、何かプラットフォームというところとも関係するのですが、そういう、とにかくここで新たにつくられるとすると、そういうコンパクトなストーリーを少し強調していただけると、わかりやすくなるのではないかなという気はします。

結局、自分のところのリスクとか、そういったこととか、あと業務特性とかというのは、一般企業以上に、ある意味では初めにきちっとミッションとして説明をしていただく部分なので、そういったことから、読み取ってもらいたいことというのは随分、一般営利企業の利潤極大化の組織体とは違う要素もございますので、この基本的指針を考えたときの組織特性みたいな話を、自分たちがどのように考えているんだという部分というのは、すごく重要になるのかなということなので、その辺をどのように頭出しのところで行かれながら開示。

企業さんに怒られてしまいますけれども、僕なんかそうですが、大体開示というのは、何か決まったことを書けばいいというのが、どういう組織でも日本では、で、それも海の向こうから持ってきたものか何かで、最低限を書けばいいみたいな、何かそもそも主張みたいなのがすごく弱いところがある。ごく例外的に、企業さんも主張が強いところはおありだということであるんでしょうけれども、その辺についてチャレンジングに今回考えてみられたらなという気はすごくします。

結局開示項目を幾ら決めても、本来の主体性がないと、ただただ、だから量が多くなり過ぎるとか、また、不足しているから書けとかいう話になって、積み重ねになって、全体の体系が見えなくなっちゃって、言いたいことがわからない人に、これとこれとこれだけは言ってねと言ったって、それは後先だけでもわからなくなりますので、ぜひその辺を、どういうやり方していいかなと思うのですけれども。

そんな、最初の夢を語らせていただいた。

【中村部会長】 どうぞ。

【榎谷委員】 私はいつも分厚いやつを考えるのですが、あれは読むなということだと我々は理解するのですね。つまり、おそらく読めないですよ。それは中川委員のところなんかは仕事としてしっかり読んでいらっしゃるんでしょうけれども、一般の人がそんなもの読むかといったら読まないですよ。だから何かきっかけになるようなものが必要だと思う。

ただし、それを考えたときに、ホームページ等を考えたときもそうですけれども、過去のものをどうするかと。もう動いちゃっていますから。そうすると、過去のみ全部置いておけということになってしまうと、10年前までも全部検索できるようにするのかと言われると考えていまして、過去のものをどうすりゃいいんだろうと。現在のものは、つまり現在のものでも、今年の3月のものから比べたら、おそらくもう変わっちゃっていますよね。どうするかということを考えているのです。

ましてや過去のもの、5年前、10年前のやつは、もうなくなっていますから、そんなものを残す必要があるのかどうかということもあるので、その場合はどう考えたら。そうすると、どこまで書類として残せばいいのかというようなことも含めて考えないと、あまり簡略でもいけないのかなと。かといって、あまり分厚くても、読むなという話になってしまうのでいけないのかなと思いつつ、つつい現在の情報と、過去も全部、多分開示しているから、過去のものを検索するということは、もう更新されちゃっているから、おそらく難しいだろうということもあるので、一定の開示はしなければいけないかなという気はしています。

【中村部会長】 どうぞ。

【眞岩副管理官】 ありがとうございました。まず、梶川部会長代理からおっしゃっていただいたお話ですけれども、ストーリー性が大事という話がほんとうに大事だなと思って、資料のところにもそういった文言を散らばせてみました。

これをやるに当たっては、企業でも同じだと思うのですが、ほんとうに法人の経営のことがわかっているとか、全体の業務運営のことがわかっているということがない限り、なかなかまとめることが難しいところだと思います。統合報告フレームワークとかのお話でもあり、統合思考が大事だ、それをやることによって逆に法人のことがわかりますという効果もありますので、これを事業報告書の観点から法人にどうですかと提供してあげるのは、すごく大事なことだなと思っています。

日本としての報告にもチャレンジするという観点で言うと、基本的な指針をつくりましたので、これが概念の部分ですので、これを武器に、独法としてどうあるべきかというところをまとめることができるんだろうと思っています。

あと、おそらく簡便なものとか詳細なものとか、企業でも同じですけども、大企業・中小企業に分けて基準を提供するところを話し合っ、こういったものも踏まえて今後実態調査をするんだろうかと、これも思っていて、それを踏まえて、成果物の話になると、今、法人3分類ごとにつくりますよ、なおかつ、共通、ミニマムなスタンダード部分と、あとは実態を踏まえた部分で、2つに分けて成果物を提供しますよと言いました。なので、こういった部分に簡便・詳細といったところも踏まえてまとめていくのが、すごくいいのかなと思っています。

【中村部会長】 どうぞ。

【会田委員】 事務局にお願いですが、実態調査するに当たって、いろいろな報告書をウェブで公表していると思いますけれども、その公表のタイミング、多分、これらはみんな年度対象にしているので、後で修正はないと思うのですが、ウェブの情報というのは、今日見た内容が翌日同じとは限らないということで、これらの報告書の開示のタイミングが違くと、リファアしても、それが意味がなくなってしまうこともあるので、せっかく調査するんだったら、そこも調べておいていただければと思います。お願いいたします。

【榎谷委員】 事務局、できるのですか。言うのは簡単ですよ。

【石田管理官】 まず聞いてみます。

【会田委員】 聞いてみて、どういう答えがあるかですね。

【石田管理官】 そうです。

【中村部会長】 どうぞ。

【梶川部会長代理】 独法って、情報、ほぼ開示請求対象になられるのですよね。だからということではないのですが、そういうものって、すごく私的な営利企業と公的組織って、逆に言うとすごく違われると思うのですね。逆に言うと、こういう会議をするというものというのは、逆にわりとシンプルでも、そこから生の情報までエビデンスとしてさかのぼれるような体系さえあれば、比較、開示のレベルについての考え方というのは、わかりやすさというのを原点に置いていけるということもないではないのかなと。一般企業というのは、その情報以上のことというのは、よほどの限られた株主何とか権でもしない限りは無理があるとかということなので、そのアクセスについて、ある程度の保障があ

るなり、プロセスについての難易度は多少あるにしても、極端にはみんな見られるのが大前提の中で、彼らが自主的にコンパクトに外に出しているんだという。仮に欠けているものがあつたとしても、それについて情報を隠せるわけではないですから、それは一般企業の情報開示のレベルと、僕は違ってもいいのではないかなという気は、すごく逆にしていたのです。

むしろ、わかりやすさみたいな、対象者が国民であり、かつ、このパブリックサービスの提供というのは、だからこそ非財務が必要だねという話になった部分で、非常に理解をすごくしにくいので、逆にその辺を作成者が、自分たちはこう思って、こういう非財務成果とコストをぶつけているんだと、こういう裁量で案配しているんだみたいな。それがうそだと思ったら、その下に開示請求ではないけれども、ある程度までリンクなり何なりしてくださいとか、あとは最後は開示請求でもしてみたいなことができるものですから、営利とは根本的に考え方を整理してもいいのかなという気はしたのですけれども。営利企業は、まさか会社の帳簿見せろなんて言うわけにいかないものですから、そこで適切に開示してもらわないと、一定以上難しいかなという気がしたもので。

【中村部会長】 どうもありがとうございました。さっきの実態調査するときも、された側に対してフィードバックというではないですか。だから、そうすると、目的をちゃんと言って、調査にご協力いただいたところは集計結果をご連絡しますとか、アンケート調査、よくあるじゃない。アンケートに答える人たちに、作業が重複して増えるイメージをやると、アンケートの中身がまた形骸化したものになりかねないので、このアンケートの調査の目的と、あと結果のフィードバックという、このルーチンはつくっておいたほうがいいかなと思います。

それで、せっかくここまでやるんだから、できれば今までこれをやるべきだと言って始め、またこれをやるべきだと言って始めて、重複感というか、負担感は結構あるような気がするのですよ。さっきのもすごいけれども、あれは金集めるんだからしょうがないっちゃしょうがないんだけど。なので、整理統合するというような、できれば廃止するものもあるといいかなという。その作業をする人たちにも、将来の希望を見いだすようなのにしたら。

それと、さっき梶川さんが言われたような、ストーリー性があると読みやすくなるよねというのがあって、その読みやすくなるのは、理解を深めるということもあるし、それから興味を持ってもらえるようなものをつくるというものもあって。で、ホームページにある

と、あれって、見た回数わかるではないですか。どのぐらいアクセスがあったのかとか。そうすると、俺のところにはあまり来ないけれども、あつちは随分来ているとか。そうすると、ホームページの中身に興味が持てるとか、わかりやすいとか、その結果で、やっている人たちに競争意識が生まれるとか、改善しようという、何かそういうインセンティブが働くような気もしないでもないので、相当夢物語かもしれないけれども、各独法間のつくっている人たちで大・中・小があって、同じレベルのところと言うと改善意識が生まれるような、というようなのがあつたような気がするなど。

ぜひボイラープレート化は避けよう。なおかつ、作業は増えない。むしろ減って、アクセスが増えるようなことで見える化するとかいうのを散りばめながら、希望を持たせたアンケートをもらえるようにしていくといいかなと思います。

今日は第1回？

【石田管理官】 そうです。

【中村部会長】 杓子定規に今までやっているから、たまには成果が見える化できるのがいいのではないかと思うので、ご検討いただければと思います。

次に移ってもよろしいですか。それでは、次のテーマにつきまして、また事務局から、独立行政法人会計基準の改訂のことについて説明をお願いします。

【石田管理官】 続いて、2つ目の大きなテーマで、会計基準の改訂の話になります。基本的な指針でどういう扱いだっただかというのをもう1回振り返っていただくと、指針の序章部分で、独法の会計に関する認識、測定、表示、開示の基準については、本指針の考え方を踏まえて制定される独法会計基準において定めるということで、指針の中で書いていませんので、このあたり、会計基準の見直しの中で決めていく必要があるということでございます。それから、連結財務諸表、これについても会計基準で定められていますので、そこもあわせて整理が必要になってくるということでございます。

資料の説明ですけれども、資料の2ということで縦紙のものと、それから席上配布資料の2、今の会計基準の、この2つの資料を使って説明したいと思います。席上配布資料の2をパラパラめくっていただくと、赤い四角で囲ってあって、2.1とか2.2とか、レファレンスの数字が書いてありますけれども、赤枠のところ、今回見直しが必要ではないかということで、改正箇所を一通り全部、事務局でさらってチェックしたところになります。レファレンスの数字が、縦紙の1.1とか1.2とか、この数字に該当する箇所になりますので、事務局でさらって、おそらくこれで全て網羅しているのではないかとっては

いるのですけれども、皆様の目でごらんいただいて、ここが抜けているとかそういうのもあるかもしれませんので、今日、基本的には、両方見ながら説明すると時間がかかるので、資料の2でざっと項目だけ説明しますけれども、むしろ個々の項目の中身というよりは、どちらかという項目のラインナップをごらんいただいて、抜けがないかみたいな、そんな視点でごらんいただきたいなと思いますので、お願いします。

資料の2ですけれども、早速中身に入ります。基本的な指針を踏まえた会計基準の改訂で必要な箇所ということで、章立てと、それから、その章の中で見直しが必要なものということで、リストアップしております。

中身を見ると、結構指針の見直しを踏まえて、文言の修正レベルの技術的な改訂が必要だという項目がかなりを占めてはいるのですけれども、最初のところ、まず1.1です。1で第1章、一般原則で、2つございます。1.1が第2の正規の簿記の原則の修正ということで、席上配布資料の2で言うと、2ページ目のところに当たるものです。

今回、行政サービス実施コスト計算書の整合性を削除とありますけれども、今回、行政サービス実施コスト廃止ということで、特に機会費用を今回外すということになっていきますので、そうすると、誘導法による財務諸表の作成が徹底されるということで、関連する注記を削除することができるということがございます。

それから、1.2が第5のところになりますが、資本取引・損益取引区分の原則の修正ということで、ここの部分は、基本的な指針の中で、独法の資本概念について、会計上の財産的基礎と、業務に関連して発生した剰余金ということで、2つに分けて整理していますので、それを踏まえて文言の修正が必要だということになります。

それから、これまで損益計算の仕組みの説明が多かったのですけれども、概念整理の流れを踏まえると、むしろ行政コストに関する説明も必要になるのではないかと考えております。

それから、2つ目、第2章の概念のところです。ここについても基本的な指針を踏まえた定義に修正が必要だということで、2.1の部分ですけれども、旧と書いてありますが、今あるものに、新ということで構成要素、今回、特に行政サービス実施コストがなくなって、行政コストというものができましたので、それを加える必要があるということと、あと、利益概念の整理もしていますので、指針に書いた利益の概念を、基準にも落とし込む必要があるということです。

それから、関連概念ということで、ここにある3つを指針の中で決めていますので、こ

れも盛り込む必要があるんだと。

それから、次の引当金、第17の修正とあります。ここは基準を見ていただいたほうがわかりやすいのですけれども、ページで言うと9ページ目になります。9ページの一番下、赤枠の下のところに、第17、引当金ということで項目がございます。1に書いてあることは、企業会計でよく言われる引当金の4要件が記載されていますので、ここは一般的な記述ですけれども、ページをめくっていただいて2のところ、2.2ということでレファレンスありますけれども、独法独自の部分で、中期計画等々に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる将来の支出については引当金を計上しないということで、退職給付引当金みたいな話で、中期計画の中で財源措置が見込まれていれば計上しませんと、オフバランスですということが、今、ここに書いてあるのですけれども、今回、指針の議論の中で、むしろちゃんと引当金は計上した上で見返りの資産を計上すべきではないかということでご議論をいただいていたかと思えますけれども、中身を見直すということと、それから、書いてある場所を、後ろに独法の固有の会計処理ということでまとめて書いてある章がありますので、むしろそっちに引っ越しをした上で、中身を変えていく必要があるのかなと考えているところです。

それから、また縦紙に戻っていただいて、2.3ですけれども、注の12と注の14、それから第24、このあたりの記述を直す必要があるということで、ここは今回の指針の中で、損益外費用みたいな話ですとか、それから、今回新しく、会計上の財産的基礎あるいはフルコスト、こういったものの定義を行ったところですので、それを踏まえた記載に修正する必要があるということと、第18のところに行行政サービス実施コストの計算の仕方ですとか、それから第19に機会費用の記述があるのですけれども、ここはむしろ要らなくなるので削除するというところでございます。

それから、第3章の認識・測定の部分ですけれども、ここに関しては、企業会計の一般原則がほぼ書いてある話ですので、特に修正の必要はないのかなということで、指針の議論の中で、どちらかというとなら独法の固有の会計処理にかかわるような話、運営費交付金ですとか退職給付引当金ですとか、そんなところがかなり議論の中心だったと思えますので、むしろ見直しが必要になるのは第11章かなと思います。

ページをめくっていただいて、2ページ目が第4章です。第4章、3つ項目がありまして、財務諸表の体系にかかわるところですけれども、今、旧のところ、4.1ですけれども、6種類計算書ありますけれども、今回、中身入れかえと追加もあって7種類に変わる

ということで、ここを変える必要があるということでございます。

それから、4.2ですけれども、財務諸表の作成目的ということで、今、記述があるのですけれども、指針の中で作成目的を整理したところですので、その整理をむしろ基準に盛り込んでいく必要があると。

それから、4.3ですけれども、行政サービス実施コストの記述を廃止するという事です。

それから、第5章、貸借対照表の部分です。ここは幾つか中身のある議論もあるのかなと思っているところですが、まず、5.1が非交換取引から生じた資産の表示ということで、今回、先ほど申し上げましたけれども、運営費交付金等に財源措置されることが中期計画等に明らかにされている退職給付債務等に対応して計上される資産を、どう計上していくかということで、指針の議論の中では見返りみたいな形で計上してはどうかという意見も出ていたかと思えますけれども、実際に名前を決める必要があるということと、それから、それ以外の項目でも、企業会計に存在しない勘定科目がたくさんあります。運営費交付金債務ですとか、預り施設費ですとか、資産見返負債ですとか、そういったところをわかりやすい形でまとめて別計上できないかみたいな話も指針の議論の中で出ていたと思うのですけれども、そういったところを整理していく必要があるということです。

それから、その2つ下のところ、5.3のところにあります、基本的な指針を踏まえて、今、純資産の表示項目の中に、その他の有価証券評価差額金と書いてあるのですけれども、見出し的に評価・換算差額等というのがないので、そこは入れたほうがいいのかなどという見直しの項目と、それから、5.4になりますけれども、貸借対照表の様式の修正ということで、科目の名称を変更する必要があるということで、貸借対照表に関しては、中身のある議論も出てくるのかなと思えます。

それから、3ページ目が、行政コスト計算書6とあります。ここは新しくできる計算書ですので、表示区分ですとか、行政コスト計算書の様式ですとか、そういったところを決めていく必要があるということです。特に損益計算書と行政コスト計算書ということで、フローの計算書2つの関係をどう整理するかということで、これも指針の議論の中で、基本的には主従はないという両方大事という話と、それから、さはさりながら、情報の流れとしては、まず行コスがあつて、全部コストは行コスにBSから出てきて、それから、その中で4.4条利益計算に当たって必要な費用というのを抜き出してPLに計上するという、そういう情報の流れもありますので、どういう形で整理していくかというのは、いろいろ

とご意見があるのかなと思っているところです。

それから、損益計算書も、行コストの整理の中で必要な修正が出てくるだろうと。

その下の純資産変動計算書ですけれども、これも新しい計算書なので、様式等々をつくる必要がありますが、こちらに関しては、それほど議論になることはあまりないのかなと。民間の企業会計のものを参考に、それから、データ自体は既に附属明細書で全部出ている情報ですので、それを持ってくるという話ですので、それほど議論はないのかなと思います。

その下、キャッシュフロー計算書は特にありません。

それから、10、利益処分、損失の処理に関する書類ということで、ここに関しては、今回、これもものを見たほうがわかりやすいのですが、席上配布資料2の42ページになります。42ページが、第8章、利益処分または損失の処理に関する書類ということで記述があるのですけれども、一番下のところに参考ということで、赤枠で10.1とレファレンスがついていますけれども、今の経営努力認定の考え方についてということで、現行の取り扱いを結構細かく書いてあります。この中身自体は、会計基準で決めているのではなくて、総務省の通知で決めている話なので、それを参考情報として載せているのですけれども、やや基準にここまで書く必要がどこまであるんだろうと、事務局で見ていて考えているところですので、この取り扱いをどうするかというのは論点であるのかなと思っています。要は、よそで変わるとこっちを変えなければいけないというものが残っていると、やや気持ち悪いなというところもございます。

それから、また資料に戻っていただいて、次が、今、10まで行きましたけれども、11、第9章の行政サービス実施コスト計算書になります。ここは全削になります。

最後、4ページ目ですけれども、12ということで、第10章、附属明細書及び注記です。ここに関しては、先ほど申しましたけれども、純資産変動計算書を今回新設しますので、附属明細書の中で重複する情報を外す必要があるということで、今ある資本金・資本剰余金の明細ということで、変動がわかる情報が入っているのですけれども、重複部分を外してもよくなると。それから、その下のところの積立金等の明細、それから目的積立金の取り崩しの明細、ここも必要なくなるのかなと思っています。

次に、13のところ、第11章、独法固有の会計処理。ここは中身もある話かなと思っています。2つありまして、1つが現行の損益外項目の取り扱いということで、先ほど申しあげました退職給付引当金のようなものを、ここに記載していく必要があるという

ことになります。あわせて、損益外項目の対象の拡大と書いてあるのですけれども、要するに、今まではどちらかというと、損益外費用というのは、独法の管理外の費用みたいな感じで概念整理をして、外す外さないという整理をしていたかと思うのですけれども、今回、基本的な指針の中で、P Lの費用の考え方がかなり変わって、むしろ44条利益を算定するために損益計算書があると。それにふさわしい費用を計上するというので、考え方が大分大きく変わっていますので、その考え方に照らして、費用の項目で入れるもの入れないものというのが出てくるのかなと考えていますので、ここは退職給付の話は下のところで、どちらかというと、ここは減価償却の話とかがメインですので、誤解をしまして、説明を訂正させていただきますけれども、ただ、言いたいことは、要するに考え方が変わっているので、追加する項目もあるかもしれないですし、あるいはバスケットクローズを書いて、細かい中身はQ & Aと、そんなやり方もあるのかもしれませんが、ここはご議論が必要なのかなと思っています。

それから、こっちが退職給付債務の話で、引当外項目、要するに簿外処理されたものをちゃんとオンブックしていくという話で、退職給付債務の話と賞与の話が明示的に指針の中で出ていましたけれども、ここもそれ以外の項目もあるのではないかなということで、既に先ほどごらんいただいた第17の引当金の項目のバスケットクローズがありますので、それをこっちに持ってきてという取り扱いかなと。むしろ損益外項目にも、この引当のところのバスケットクローズに該当するようなものが、そっちにもあってもいいのかなと考えております。

それから、14と15ですけれども、区分経理の会計処理、それから連結財務諸表ということで、いずれもそれぞれ区分経理ということで、法人単位、勘定単位等々で、勘定別でつくっているものがありますので、それから連結財務諸表もありますので、それについて、今まで申し上げたような体系の修正を踏まえて、同様の見直しをしていく必要があるということです。

それから、最後、これも別途、減損会計が別立てで会計基準ありますので、ここも同様に修正が必要になってくるということでございます。

かなり雑駁な説明で恐縮ですけれども、説明は以上になりたいと思います。

【中村部会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、10時50分ごろをめに議論を行いたいと思います。独法の会計基準の改訂に係る今後の検討課題について、ご質問ですとかご意見等がございましたら、ご発言をお願い

いしたいと思います。特に独法会計基準の改訂が必要と思われる箇所、これが網羅されているかといった観点を中心にご意見をいただければ、ありがたいと思います。では、お願いします。

皆さんが見ている間、私がそれでは口火を。この資料の中で言うと、席上配布資料の2が全部が入っていて、こっちが。

【石田管理官】 抜き書きしたやつです。

【中村部会長】 そうすると、配布資料2を見ると、注3はカットという話ですけども、第3の明瞭性の原則のところにある注の4、この明瞭性の原則についてというところから言うと、今回いろいろ変えるから、ここもわかりやすい形で適切に情報開示するため、独法の財務諸表は明瞭に表示されなければならないというのが、これは会計基準だから、これでいいのかな。でも、公会計専門家以外はわからないのに明瞭性の原則かいというのは、単純なそういうところですよ。わかりにくいんだよねと、その議論であります。

それから、ここの今度、注の6、3ページの1.2の枠の中の1の一番下段かな、独法の独自判断では意思決定が完結し得ない行為に起因する収支等、独法の業績を評価する手段としての損益計算書に含めることが合理的でない収支は独法の損益計算に含まれない。だからこれは変えるということでもいいのか。どうも国民にとってみると、ここで独法がやっている行為というか、事務活動によるコスト、税金から支弁されているということなので、この全容が見えないでしょ。ここの部分だけで業績評価しますという。だから、今度変えるので、この辺が少し変わったほうがいいのかなと。

あと、6ページ目の注の9の例えば4番で、売買目的有価証券というのがあるので、これって全独法ではないんだよね。特殊なGPIFとか、あとURとか、ああいうところの話なのかな。

最後に連結があるのですけれども、8ページの投資その他の資産、個別決算なので、投資有価証券、ただし関係会社等を除くかな、何かあるんですけども、これと、連結では、連結というのは単につくっているだけで、お金の流れがどうあるかが見えるようにしているだけなので、あまり有意なものではないですというくだりになっているでしょ。そんなのおかしいよねと。そう言うんだっつたらば、独法は関係会社を持たずに、主務官庁が直接兄弟会社としてつくるべきなので、この辺のところを検討項目として連結財務諸表のあり方、記載でとてもびっくりするような内容があるので、今の時代からは取り残された公会計かなという気がしたから、そこのところも項目に入れたらいいのではないかなという気

がいたしました。

それと、私の感覚ですけれども、26ページ、総額主義の原則は、そうか、評価性引当金も総額で表示するというをやっているから、このようになっているということではないのですか。減価償却費だとか、貸倒もそうなのかもしれないけれども、総額で書くということだね。

あとは単純な質問ですけれども、公会計なのに、何で法人税、住民税、事業税があって、法人税等調整額というのがよく理解できなくて、あれ、URみたいなのが対象になるわけ。

【石田管理官】 払っているところもあるのです。基本的に民間出資があると、大体課税になるので。

【中村部会長】 税金がかかるのですか。

【石田管理官】 だから、特殊法人から移ってきたところは、払っているところが多いです。

【中村部会長】 わかりました。あと、57ページ、13.2の引当金かな。これについては、いろいろと今までは財源が手当てされているので計上しないとかいうことができるようになっていたんだけど、法律ではまだ法的債務にはなっていないから、イメージとして引当金は手当てされていけばいいとも見えないから、これってイメージからすると、計上しないことができるという先送り会計みたいなイメージがするので、表現の仕方からすると、しなくてもいいとかいうよりも、ほんとうはきちっと書いたほうがいいのではないかな。会計基準によってどっちでもいいように、我々民間の場合も困ることがあって、特に見積もり会計は非常に危ないので、これは見積もりではないけれども、ある程度の基準を明確にしたほうがいいのではないかなと思います。

それと、最後、66、連結財務諸表だけれども、ここのところは、今回は記載は15のこっちは出ていましたけれども、文言があって、特に66ページの105の2、ここで、このような観点から作成される連結財務諸表は、公的な資金がどのように使用されているかを示すことを主たる目的としており、独法の評価は個別財務諸表により行われる必要があると。これは独法をつくったときの趣旨から逸脱していないのという気がして、つくるんだったら連結で評価すべきだし、個別で評価するんだったら子会社や他会社にすべきではない。独法の親の理事長の責任は子会社に対してはありませんということに読めるので、そうすると、孫会社、独法の子会社はどのようにフォローされるのかというのが、これだと読めないで、ここはもうちょっときちっと書いたほうがいいかなと思います。

あと、書いていないところでいくと、71ページというのは何でしたか。少数持株、持分法の適用というのがあって、これが会計基準だけれども、持分法というのは持分法利益を計上するだけでしょ。だから、この会社は出資して、出資するときはキャッシュアウトがあって、あとは配当金しかキャッシュインフローがない。だからそれが持分法であって、ペーパープロフィットとしての評価益が持分法利益で計上されるというだけだから、こういうのって目的何なのというのは、非常に株式会社の運営からいくと、何のために持っているのですかと結構聞かれたり、持っておく必要ないではないか、いつか売れとか、こっちからよく言われるんだけど、だから結局、これは例えば注記で、子会社群というのはこういうのがあります、それから持分法で持っているのはこういうのがあって、ここっでこういうもので持っていて、今の業績はこうですとかいう注記が必要なはずだと思うのですよ。だから、そういうようなのが要るのではないかなと。あまりたくさんあると、独法ってもともとガバナンス効いているのかとみんなから見られていて、それで理事長さんを入れたりしているけれども、グループ運営をする組織がなくて、こういうような決算を、あまりないのかもしれないけれども、ここに書いてあるから言っているのですけれども、そこが見えるようなのは要るのではないかということで、追加をしたらどうかと。

それと、減損会計のところは、過去、減損ってやっている？ あるんだ。そうですか。だからあれか、URとか、ああいう大きな資産持っているところがやっているのかな。独法の大半のベースにある考え方というのは収入を目的としていない事業なので、減損で計算するような将来キャッシュフローとかね。将来キャッシュフローは交付金しかありませんとかいうところでの減損なんてないのにといい気がして、そのときのこういう対象というのがない。いいの？ 理解がしがたい部分もあったので、疑問に思ったので。いいかな。わかりました。

【眞岩副管理官】 いただいた意見で気になったところを回答させていただきたいのですが、今、4点あるなと思っていまして、最初におっしゃっていただいたところで、すぐくするといいなと思ったところは総額主義のところですけども、あそこら辺の話って、企業会計原則をベースとした独法会計基準であるから、企業会計原則からいろいろと持ってきている歴史があると。総額主義であったり、費用収益対応の原則で、実現主義というような話があります。

そういったお話の中で、今、国際的な動向を見ると、収益認識の会計基準で来ています。そこは資産負債アプローチとかいったところに着目して話が展開されていると。となると、

今までの歴史の部分で実現主義と書いてあるけれども、その部分を変える必要ないのかどうかという議論が後々出てきます。そこで武器になるのが、基本的な指針を私たち整備した上で、利益観のところ、資産負債アプローチと収益費用アプローチ、両者書いています。両者とり得るように書いていますので、企業会計とは違うように整理もできるんだろうなというのが今あります。それが1点目です。

2点目ですけれども、連結のお話に移りますけれども、独法によっては、本来業務として出資をやっているところがある中で、連結財務諸表をつくっていると。そういった場合にも、公的資金の流れだけを見ているような連結財務諸表でいいのかというのは、確かに議論はございますが、……。

【石田管理官】 今の出資のところですけども、要するに独法とか特殊法人とかで、言葉は悪いですけども、基本的に何か天降りみたいな話が結構問題になっていて、基本的に投資はだめよということで制度上でできているのですね。むしろ投資ができる法人というのは、何か研究費を出資の形で出すとか、ある意味、投資自体が目的でやっている法人が中心で、支配従属関係を求めるために投資して子会社化してみたいな話は制度上認められていないので、制度上認められているものは、どちらかという支配目的というよりは、研究の促進ですとか、あるいはJOGMECみたいな形で油田を開発していくとか、そんな形での投資しかないもので、その意味で、ここの注の82の記述が書かれているんだろうな。今、申し上げたことを前提に書いているのかなと思っています。

問題意識をご指摘いただくまで、やや見逃していたところなので、もうちょっとちゃんと整理する必要もあると思うんですけども、投資の前提が違っているのでこんな書き方になっているというのは多分あるんだろうなということだけ、説明させていただきたいと思います。

【眞岩副管理官】 いろいろな法人いますので、基本的な指針でも同じでしたけれども、法人2分類しましたので、一方で運営費交付金が多い法人というのをベースで議論して、対価収入が多い法人と修正加えてつくりましたので、そういったスタイルも踏まえて、基準というのを検討する必要があるのかなと思っています。

これが2点目ですけども、3点目のところの持分法のところも、今、石田管理官がお話ししたとおりのところで、目的があって、支配とかではなくて、ただ社会実装とかそういったところでインパクトを与えたいという場合にはあると思いますので、注記によってそういったところを出すのは重要だろうなと気づきました。

4点目ですが、減損のお話で言いますと、対価収入多い法人というのは企業会計を使っています。運営費交付金の多いところ用にこれがつくられているものですが、企業会計ベースですと、キャッシュフローが将来あることになってしまうので、そこを修正加えて基準がつくられています。加えたのが、サービス提供能力というのを入れています。当時、IPSASを参考にしてつくったとのことですが、なので、使っていないのであれば減損が生じますので、研究開発法人でも出ていますというのが実情です。

以上です。

【中村部会長】 では、いかがでしょうか。どうぞ。

【榎谷委員】 ピントが外れているかもわからないですけども、まず真実性の原則というのが、こんなのを議論してもあまり意味がないのかわかりませんが、真実性の原則という、一般目的のと言っているわけですよ。財務諸表はですね。そのときに、この真実性の原則の注1を読んでみますと、「業務の実施に関して負託された経済資源に関する情報を負託主体である国民に開示する責任」と書いてあるのですが、これ、国民に対する、これで一般目的で読んでやっていいのですか。

つまり、企業会計原則は昔つくった原則で、日本の国内の話ですよ。ただ、IFACとかIPSASというのは国際的なやつで、多分こんなはないんだと思うのですが、そうすると、この「国民に開示する責任」というのは、これは要するに最終的な所有者である国民というご認識していて、必ずしもストックホルダーというものと理解していいのかわかるかですね。国民はみんな国民だから、国民ではなくても、ストックホルダーが海外の人だってあるよねというのがあるのですよね。海外の人だってストックホルダーというのものもあるわけですよ。

だからそういう意味で、こういう書き方でいいのかなのかというのが、正直言って、難しい話で、どうでもいい話ですけどね。中身は関係ある話ではないのですけれども、そうなのかということと、それから、保守主義の原則についても、保守的に判断しろという判断の根拠を書いてあるわけですけども、最近必ずしもそうではない。我々のときは実現主義とか何か言って、私らが勉強したときには、採用するときには非常に保守的に何でも見るんだと書いてあるのですけれども、最近は必ずしもそうではなくて、もっと未収を立てるとか、何か統計的なものを使ってやれとか、何か我々で言うわけのわからんことが書いてあるのですよ。

だからそういう意味で、この保守主義の原則というのを、ほんとうに必要なのかな

のかですよね。というのを厳密に押していくと、必ずしも保守主義でないというところが最近では理論的に書いてあるので、理論的に言うと、必ずしもこれは保守的に見たらそうなのかなと見えたところがあったりするので、この保守主義の原則、これは企業会計との関係と同じですけれども、それは必要なのかなと。つまり、今から言ってもしょうがないのですけれども、企業会計原則のような会計基準のつくり込みがいいのかどうかと言ってしまると、もうむちゃくちゃになってしまうので、言っちゃいけないのですけどね。気になっているところはそういうところですね。

それから、今、部会長がおっしゃったように、連結の話は、なかなか連結といっても、企業の場合、わりとガバナンスという支配従属という関係から整理をしているのですけれども、独法の場合はなかなかそういうことではなくて、今説明いただいたような論理でもって整理をしているつもりですよ。つもりですけれども、それが明確に書いてあるつもりですけれども、例えば注記で、鉄道の機構のJR四国とか九州と三島会社と貨物会社さん、あれを外してやるのですけれども、逆に外してやるということを、積極的に書かないといけませんよね。誰が見ても100%持っている会社が勝つというのは、確かに基準読めばわかるよということだけれども、外されていることは書かないといけません。

それから、もっと難しいのは、財団なんていうのはガバナンスも何もないのに、実際は独法ではなくて、本省がガバナンスしているというのがいっぱいあるわけですよ。だから独法に聞いたって、みんなわからないというわけですよ。ところが、そういうようなものも今の別の趣旨でもって書いてあるわけですが、そういうのを、この説明でいいのかどうかというのは若干疑問、いいかわかりませんが、しているのです、ぜひ、さらっとでいいですから、検討していただければ。

【眞岩副管理官】 一般原則のお話ですけれども、どうしても通則法第37条で、原則として企業会計原則によると書かれていますので、それをどう捉えるかというのが重要になってきてしまいます。演繹法で会計基準つくるといった場合に、会計公準から始まって、一般原則があって、こういった概念フレームワークを私たちつくりましたけれども、そういったものがあって、どれを特に重点を置くのかとかそういったところも、また基本にはなるのかなとは思っていますので、保守主義の原則のところをおっしゃっていただきましたけれども、これまた難しい問題だなと認識しております。

【樫谷委員】 確かに企業会計原則と書いてあるのですよ。よると書いてあるんだけれども、あの区分化された企業会計原則のことを言っているのか、企業会計の原則と読めば

いいのかという議論を、昔、したことがあるのですよ。だからそれは素直にみんな、素直な人ばかりなもので、素直に企業会計原則と読んでしまったのですけれども、ほんとうにいいのかどうかというのは、逆に矛盾が出てくる可能性がないわけではないので、今は難しいかもわかりませんが、先送りしてもらって結構ですけれども、やがては検討してもらいたい。

【中村部会長】 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

【梶川部会長代理】 今の点も関係するのですが、この手の規範性のある基準をつくられるときに、区分ではあるんだけど、企業会計の一定の社会的規範性のある基準が存在をされていて、制度会計と俗に言われるところで、その辺との関係の難しさはあるのかなとはすごく思います。

先ほど資産負債アプローチと両方だというお話を言われて、考え方としてそういうものが導入されているというのは、今の企業会計はむしろそちらに寄っているのですが、あれ、概念フレーム自身も、まだ規範性のあるステージに上がっていませんよね。企業会計のね。なので、その辺のところを、どのようにこういうものに落とし込んだかという。企業会計自身もピースミールで今つくっちゃっていますので、こういう一連の体系にはなっていないのですよね。だから、そこもあって一般原則だけ持ってきたというところで、そこに独法特有のみみたいな感じで入れ込んでいるのですが、ほんとうは全部削ってしまうとか、そういうこともあるんだけど、そうすると、それに代替するべく、今、企業もやっていないけれども、概念フレームワークから解き起こす会計の規範性に対する挑戦を新たにつくるということ、今、それに近いことをしているということですが、それは大改造みたいな話で。ただ、それは先駆的に、むしろこの領域から企業会計を引っ張ってくるんだぐらいの思いでやるということは、一つあり得るかなとは思いますが、現実的には、その関係は整理をしないと難しいのかなという気は一つしました。

あと、連結も確かに違和感は多分あって、本来やってはいけないようなことに近いことを、当時、たしか移行法人はまだ株を持っていたようなことがあったのではないかなと思うのですよね。それは、今はもう多分、きれいに整理はされたりもしたのではないかなと思うのですが、まだ出資の中をかりたという、ある種の研究助成で、本来ならば助成金でやればいいものを出資形態になって、多分これ、財源の関係でそういう話におなりになっている部分もあるのではないかなと思う。

国の会計のお話の中で、出資という形をとらざるを得ないということだと思うので、そ

こもどうしてもそういう実態がある分をどう表現するかという話になるのですが、もう連結なんかやめてしまうという、この13章全部削って、そういうものについての開示という話も、事と次第によってはあるかもしれませんよね。資金の流れが全体でどうなっているといっても、ほんとうにそれがどれほど情報価値があるのか、そこはまた微妙なところではあったのですが、連結なくすというのもという話は、多分その当初、まだ特にそのときは独法が持っている子会社あったのではないかと思うのですけどね。何かURとか、あの辺に。移行のときに入れたところでは。

ただ、正規の制度論から言えば、そんなことは支配従属してもいけないし、あと、関連公益法人ではないのですけれども、何かもしかしたら出捐金みたいなのが、その辺、時の流れとともに、どういう行革の整理になったのか。今は多分、残っているのは研究助成だけだと思うのですけれども、その辺どのように考えるのかという議論はあるのではないかなと思います。

【中村部会長】 どうぞ。

【中川委員】 まず印象として、一般原則の第1から第7までに、「独法法人は何か」と、そもそもの説明のような記載、注の1から注の7まで散見されるなと思いました。国民のためにも、もちろんわかったことなので、冒頭どこかにうたっていれば、ここで記載がなくてもいいのではないかなと思います。読みやすさやページ数のことも考えると、整理をされてもいいのではないかなと思います。

連結に関して言うと、いくつかの独法の連結財務諸表を見ているときに受けた印象として、内部消去がものすごく多いところがあるなと思っていました。先ほど部会長言っておられた、評価は個別（財務諸表）で行うと伺って改めて納得しました。歴史的には必要だったけれども、実際に利用目的を考えれば、企業会計における連結でなくて、注記のような形で載せれば目的に足るのかもしれないと思いました。もちろん、それが手間がかからない方向に動くのであれば、ですが検討に値するのかもと。

ただ、66ページの105の3にある、出資を行っている民間企業、がある場合それほど単純ではないと思います。ここはぜひ、ほんとうに必要かという観点でもって確認することには意義があると思いました。

また、49ページから独法固有の会計処理、が記載されており、これが結構な分量です。ですので、先ほど申し上げたように、前段のところというのは、なるべく簡潔にと。またこの部分、そもそももっと前の部分に挿入しなくてよかったんだろうかと。

章立てと織り込む場所も工夫をする余地があるのではないかなと思っています。

以上です。

【会田委員】 まず、さっきから話題になっている一般原則ですけれども、これは樫谷先生も梶川先生もよくご存じだと思いますけれども、かなり時間をかけて議論したのですけれども、個人的には保守主義の原則なんか当然含めるべきでないと思っていますが、ただ、当時は、単一性の原則は、さすがにこれから法人ができるというところで、そんなに複数の目的で財務諸表なんて考えられないということで削除できて、そのかわりに、企業会計原則の注解1であった、どちらかというと非常に重要だけれども、会計処理あるいは表示という限定的な側面に関する原則である重要性の原則を、独法では一般原則に入れようということで落ち着いたところです。

それで、この一般原則ですとか、あるいは連結を削除してしまえと、そういう議論でもいいかと思うのですが、これはまだ事務局で説明していない今後の検討の進め方にも関連するのですが、そういうもし重い課題をやるのであれば、少しその辺は会計基準部会でいろいろ議論しないと、なかなかワーキングだけでは進まないのではないかなという気がするのです。

とはいいいながら、見ていると、確かにあまり説明、特に連結財務諸表の体系は、連結財務諸表は次のとおりとするということで、今の原則ですと、行政サービス実施コスト計算書がないと。連結では行政コスト計算書、私は必要ないと思っているのですが、あるいは剰余金計算書、それからキャッシュフロー計算書も必要ないのかもしれませんが、何か一言入れておかないと、次のとおりと書いて、それで行政コスト計算書がない、あるいは剰余金計算書等がないということだと、知らない人はどうか、多くの人はどうしてと思うと思うので、それ、少し説明を入れておいたほうがいいのかということを感じました。

あとは、改訂が必要な箇所、結構たくさんあるので、どういう順番で進めていくのかと。ほんとうに文言の修正、特に削除だけで済むようなところだといいいのですけれども、一般原則のところ、剰余金区分の原則なんかは、かなりいろいろ検討が必要かなと思いますので、その辺の進め方もぜひ工夫をしていただければと思います。

それとあと、資料2で改訂が必要な箇所が全部網羅されているかどうかについては、私は、事務局がよく席上配布資料2で非常に見やすく書いていただいて、特段追加すべき事項はないと思うのですが、ただ、場合によっては、改訂の内容によって、ほかのところ

に影響するなんていうこともあると思いますので、この場に限定せず、必要に応じて追加をするという形で進めていただければと思います。

以上です。

【中村部会長】 ありがとうございます。

【眞岩副管理官】 連結のところのお話が、結構大きなご意見いただいたので、事実と考えるところです。連結のところは、公的資金の流れというところといっても、法人の分類によっています。基本的な指針で法人2分類しました。一方のビジネス寄りのところというのは、確かに企業みたいにあってもいい。運営費交付金多いところは、そこまで必要ないのではないかというご意見もあると思います。そこがまず1つはあって、もうちょっとブレークダウンすると、独法は、財源措置との関係上等ありますので法定勘定を持っています。

単純にはいかないぞというのが、今の2段階目でわかると思うのですが、さらに単純にはいかないぞというお話で申し上げると、国も連結財務諸表をつくっています。要らないと言えるのかということもございますので、一概にばっさりと切り捨てるわけにもいかないだろうと考えております。

【榎谷委員】 つくらなくてもいいとは思ってはいないのですけれども、つくったほうがいいと思うのですけれども、つくるんだったら、こういうのをつくったらどうでしょうか、このように使ったらどうでしょうかという、何かイメージをしないと、何となく国民に対するなんていう言葉の中でつくってしまうと、大変な無駄な資料になってしまっていてですね。活用されなければ意味ないわけですよ。だから活用を少しイメージをしながら、独法の個別もそうですけれども、活用しながら、事業報告も、ある意味では連結で事業報告、書かなければいけないわけですよ。それと結びつけることによって、もう少しひよっとしたら、連結も読む気になるような情報が提供できるのかもわからないのですけれども、連結ベースの情報を集めなければいけないわけですよ。そういうことです。決して全く要らないとは思っていませんが、連結事業報告書と連携することによって、もう少し使いがいがいいとかいう評価を受けるようなものにしていかなければいけないとは思っております。

【中村部会長】 どうもありがとうございました。連結、本来大事だと思うのです。個別でいくと、例えば土地・有価証券とかああいうのって、資産性の評価って、10%価値が落ちているとか、20%ぐらい落ちているんだと。これは取得原価でいいよねという

のが企業会計でしょ。それが上場だったら、30%といたら、これはやばいのではないのとなつて、50%はもうだめねとか。個別だけ見ていると、資産性については先送りしているように見えるので、連結というのはちゃんと見ておかないといけないよねと。

出資の当時のルールというか、出し方がそうだったからということで連結化は見てもいいし、あまり意味ないよというのであれば、それは連結の出資母体の独法というのかな、からは本来ならば外さなければいけないし、ガバナンスを効かせるということが大事なので、出資母体の独法が私は通過勘定ですと言われたら、その独法の理事長要らないよね。

だから、きちっと見えるようにして、要らないのではないかとか、これは直接出資ではないのとかいう議論が出るような形があつて、少なくともそこを経由してやっているには、何らかの全体を見る趣旨があるからやっているの、その目的をはっきりさせたらいいのではないかなというような気もするので、会田座長のところでもよく議論いただいて。

今日はほんとうに長い時間頂戴しまして、ありがとうございました。事業報告の記載事項とか、これは今日議論しなかったけれども、今まで掲げてきた事業報告にこれを書こうよねというのは、まだこれ、入っていないんだよね。

【石田管理官】 これからです。

【中村部会長】 そうだね。だから、それをまだこれから考えていくということで理解をいたしました。どうもありがとうございました。

では、今後の検討課題について、いろいろとご意見をいただきましたけれども、その内容につきましては、大体方向性は、追加で1個増えたような気もしますけれども、一致したかなと思います。

次回以降のより具体的な課題の検討につきましては、今まで同様にワーキングチームで検討するということにしたいと思いますので、会田座長、ご活躍をよろしく申し上げます。私どもも十分に貢献してまいりたいと思います。

最後に、事務局から何か連絡がありましたら、お願いいたします。

【石田管理官】 本日はご多忙のところ、ありがとうございました。時間も超過してすみません。ただいま中村部会長からお話しいただきましたとおり、次回以降、独法の財務報告に関する基本的な指針を受けた今後の課題の検討につきましては、ワーキングチームで行っていくこととなりますので、次回のワーキングチーム、もう日程はいただいていると思いますけれども、11月の17日に開催するというので日程が決まっていますので、皆様方におかれましては、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

【中村部会長】 では、本日、ご多忙のところご参加いただきまして、ありがとうございます。次回以降はワーキングチームでの議論に参加いただくこととなりますので、引き続きよろしくお願いたします。どうもありがとうございました。

以上